

## ④ 会社が自己株式を取得する場合

**Q** : 会社が自己株式を取得する場合、どのような取扱いになりますか？

**A** : おおむね次のような取扱いになります。

### 【解説】

会社が、自己株式を取得する場合の取扱いは、次のようになります。

#### ① 自己株式の取得

会社が株主から自己株式の買取請求を受けた場合は、株主総会の決議を経ることによって、自己株式を取得することができます(原則)。株主総会は、定時株主総会だけでなく、臨時株主総会の決議でも認められます。

すべての株主に申込機会を与えて自己株式を取得する場合は普通決議が、また、特定の株主を対象に自己株式を取得する場合は特別決議が必要になります。

#### ② 財源規制

会社が自己株式を取得する場合には、単元未満株式の買取を除き、財源規制がかけられていますので、一定の金額の範囲内できないと買取することができません。

#### ③ 会計処理

会社法では、自己株式を取得した場合は、純資産の部の株主資本の末尾に自己株式として控除する形式で表示します。

#### ④ 税務上の取扱い

税務では、自己株式は資本金等の額又は利益積立金額から減少させる取扱いになっています。

